

コワーキングスペースITAMI利用規約

第1条（本規約について）

1. 株式会社エイチ・アイ・シー（以下「当社」という。）は、当社が運営するコワーキングスペース「コワーキングスペースITAMI」（以下「本施設」という。）の利用に関する規約（以下「本規約」という。）を制定します。
2. 本施設を利用する会員（以下「会員」という。）は、本規約の内容を理解し同意した上で利用するものとし、違反があった場合、当社は利用停止・契約解除・損害賠償請求等の措置を行うことができるものとします。
3. 当社は、運営上の必要に応じて本規約を変更・改定する場合があります。変更・改定時は、本施設の公式ホームページ等での掲載をもって会員へ周知するものとし、周知後も利用を継続される場合は変更に同意したものとみなします。

第2条（利用資格および契約種別）

1. 本施設の利用資格は、原則として18歳以上とし（高校生不可）、当社の審査・判断により入会をお断りする場合があります。
2. 会員の契約種別は以下のとおりとし、希望する契約種別および契約期間（6ヶ月契約または1ヶ月契約）を選択して当社所定の入会申込書に明記の上、当社の承認を得るものとします。

基本プラン（正会員）

- ・平日・土日祝ともに 8:00～22:00 まで利用可能
- ・フリーランスや起業家などフルタイムでの利用を想定
- ・契約期間：6ヶ月契約または1ヶ月契約から選択

朝晩プラン（準会員）

- ・平日 8:00～10:00 / 18:00～22:00、土日祝 8:00～22:00 まで利用可能
- ・副業・学生・主婦(夫)など限られた時間で利用したい方向け
- ・契約期間：6ヶ月契約または1ヶ月契約から選択

ドロップイン（スポット利用）

- ・平日・土日祝ともに 8:00～22:00 までの範囲で利用可能
- ・必要に応じて気軽に利用したい方向け

3. 入会希望者は、当社指定の入会申込書に必要事項を記入し、身分証明書（運転免許証、健康保険証等）を添えて当社に提出します。当社が審査を行い、承認後に契約が成立します。

第3条（利用料金および支払方法）

1. 会員は、以下の料金を支払うものとします（すべて税込）。
 - ・入会金：11,000円
 - ・月額会員（正会員・6ヶ月契約）：11,000円／月
 - ・月額会員（正会員・1ヶ月契約）：13,200円／月
 - ・朝晩プラン（準会員・6ヶ月契約）：5,500円／月
 - ・朝晩プラン（準会員・1ヶ月契約）：6,600円／月
 - ・ドロップイン（スポット利用）：550円／時、1,320円／日
2. 月額会員（正会員）および朝晩プラン（準会員）の6ヶ月契約サイクル
 - ・初回の会費は、入会時に6ヶ月分を前納してください。入会日が月の途中であっても日割り計算は行いません。
 - ・前納期間終了後は、次の6ヶ月分を更新月の前月25日までに支払うものとします。

- ・支払い方法は、現金、当社指定の銀行振込、クレジットカード決済、または口座振替などを用いるものとし、振込手数料や決済手数料は会員の負担とします。
3. 月額会員（正会員）および朝晩プラン（準会員）の1ヶ月契約サイクル
 - ・初回の会費は、入会時に1ヶ月分を前納してください。契約期間は契約開始日から暦日で1ヶ月間とし、入会日が月の途中であっても日割り計算は行いません。
 - ・継続利用を希望する場合、次の1ヶ月分を契約終了日の前月25日までに支払うものとし、お支払いがない場合、契約期間満了をもって自動的に契約は終了します。
 - ・支払い方法は、前項に準ずるものとし、支払います。
 4. ドロップイン会員の支払い
 - ・利用開始前に、当日の利用料金を現金または当社が指定する電子決済等で支払います。時間単位の利用で超過した場合は、追加分を退室時に精算します。
 5. 返金ポリシー
 - ・前納された会費は原則返金不可とします。ただし、当施設の都合によりサービス提供が困難となった場合や、やむを得ない事情（長期入院、転勤など）で利用が大幅に困難となった場合、当社の判断で一部返金を行う場合があります。
 6. 料金改定
 - ・当社は、物価や税率の変動などにより会費を改定することができます。改定の際は、少なくとも30日前までに公式ホームページ等で周知します。

第4条（契約期間、中途解約および契約プラン変更）

1. 契約期間と更新
 - ・**6ヶ月契約**：会員の契約期間は、入会月から6ヶ月間とし、その後も6ヶ月単位で自動更新されます。
 - ・**1ヶ月契約**：会員の契約期間は、契約開始日から暦日で1ヶ月間とし、次月分の支払いが前月25日までに確認できた場合に1ヶ月単位で自動更新されます。支払いがない場合は契約期間満了をもって終了します。
2. 契約プランの変更
 - ・プランまたは契約期間を変更する場合は、更新月の前月15日までに当社へ申し出るものとします。変更後のプラン・契約期間は次期更新日から適用されます。
3. 中途解約および返金
 - ・前納された会費は、特段の理由がない限り返金しません。返金対象となる場合の判断は第3条5項に準じます。
4. 会費未払い時の措置
 - ・期限までに会費の支払いが確認できない場合、当社は会員資格を停止または取り消す権利を有します。

第5条（営業時間および休業日）

1. 本施設の営業時間は、平日・土日祝ともに8:00～22:00とします。メンテナンスや法定点検、または全館貸切イベント等がある場合は、事前に掲示または公式ホームページ等で告知します。
2. 休業日や営業時間の変更等があっても、会員は利用料の減額や異議を申し立てることはできません。

第6条（利用範囲および利用形態）

1. 会員は、本施設および付帯設備を当社が定めるルールに従って利用するものとし、模様替えや改造などを行ってはなりません。

2. 長時間の席占有や私物放置など、他の会員の利用を阻害する行為は禁止します。
3. 本施設は全館禁煙とし、飲酒しての入室や施設内での飲酒行為を固く禁じます。
4. 飲食に関する取り扱い
 - ・原則として食事（弁当等）は禁止ですが、蓋付きドリンクや周囲に迷惑のかからない程度の軽食は一部容認する場合があります。詳細は当社の案内に従ってください。
 - ・当社が認めるイベント時などは飲食を許可する場合があります。

第7条（私物管理）

1. 会員は、施設内や共用部分を善良なる管理者の注意をもって利用し、私物は自己責任で管理してください。
2. 私物が紛失・破損・汚損しても、当社は一切責任を負いません。

第8条（本施設の利用形態）

1. 本規約に基づく「利用」とは、会員が本施設や付帯設備を共用で利用する権利を指し、排他的な占有権を与えるものではありません。借地借家法の適用は受けず、賃借権は発生しないものとします。
2. 本施設の利用は会員本人に限り、他者への貸与・譲渡はできません。

第9条（同伴者の利用）

1. 同伴者の許可および料金
 - ・正会員・準会員は、1回の利用につき最大3名まで同伴者を連れてくることができます。同伴者の利用料金の有無や席の使用ルールについては、当社が別途定める規定に従ってください。
2. 同伴者の責任
 - ・会員は同伴者が施設内のルールを守るよう指導し、その行為・損害について責任を負います。
3. 同伴者の登録および入退室
 - ・同伴者利用時は、受付等で氏名を登録のうえ、会員と同時に入退室してください。
4. 年齢制限
 - ・第2条同様、18歳未満（高校生相当を含む）の同伴は原則不可とします。やむを得ない事情がある場合、事前に当社へ相談してください。
5. 混雑時の制限
 - ・混雑やイベント等により、同伴者の入室を制限する場合があります。当社からの案内にご協力ください。

第10条（禁止行為）

会員およびその同伴者は、本施設内で以下の行為を行ってはなりません。違反があった場合、当社は会員契約の即時解除や損害賠償請求等を行うことができます。

- ・他の会員や当施設の備品・設備に迷惑または損害を与える行為
- ・火気や危険物の持ち込み、火気の使用
- ・当社の事前承諾なく物品販売、営業行為、勧誘行為などを行うこと
- ・騒音、振動、臭気等、他者へ著しい不快感を与える行為
- ・施設内での無断撮影、録音、録画
- ・法令や公序良俗に反する行為
- ・その他、当社が不適切と判断する行為

第11条 (荷物の管理)

1. 会員の私物は原則として当日中に持ち帰り、清潔に利用を終了してください。
2. 私物が残置されている場合、当社は所有権を放棄したものとみなし、会員の費用負担により処分できるものとします。

第12条 (カードキーの貸与と管理)

1. 貸与
 - ・当社は、本施設への入室手段としてカードキー（スマートロック等）を貸与します。
2. 管理責任
 - ・会員は、カードキーを適切に管理し、紛失や盗難時には速やかに当社へ連絡してください。再発行費用や違約金は当社が別途定める額とします。
3. 不正利用の禁止
 - ・カードキーを第三者に貸与・譲渡したり、同伴者だけで入室させるなどの行為は禁止します。
4. 返却
 - ・会員が退会する際は、速やかにカードキーを返却してください。返却が遅延した場合や紛失・破損があった場合、所定の費用を請求する場合があります。
5. 使用制限
 - ・会員が本規約に違反した場合や会費を滞納した場合、当社はカードキーの使用を一時停止または無効化する権利を有します。

第13条 (会員の義務)

1. 会員は、本施設内の清潔・美観を維持し、他の会員へ配慮して利用する義務を負います。
2. 本規約や施設内掲示のルールを遵守し、公共の秩序を乱さないよう心がけなければなりません。

第14条 (イベント・コミュニケーション)

1. 当社主催のイベント等
 - ・当社は、会員や地域住民との交流促進を目的としたセミナー・イベント等を施設内で開催する場合があります。事前に会員へ告知します。イベント実施中、スペースや時間帯の制限が生じる場合がありますが、会員はこれに協力するものとします。
2. 会員主催のイベント
 - ・会員が自主的にイベントやミーティング等を開催する場合、事前に当社へ申し出て許可を得るものとします。使用料や準備費用などは主催者が負担します。
 - ・イベント開催・参加により生じた事故や問題に関して、当社は一切の責任を負いません。主催者は他の利用者に配慮し、迷惑をかけないようにご注意ください。

第15条 (契約解除および退会手続き)

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知なく契約を即時解除できるものとします。
 - ・入会申込時に虚偽の申告があった場合
 - ・本規約に違反し、是正要請にもかかわらず改善が見られない場合
 - ・他の会員や当社に重大な損害を与えた場合
 - ・反社会的勢力との関係が判明した場合（第20条参照）

2. 会員が退会する際は、当社貸与の物品（カードキーなど）をすべて返却し、私物をすべて撤去しなければなりません。退会後に私物が残っている場合、当社が処分する費用は会員の負担となります。

第16条（善管注意義務および損害賠償）

1. 会員は、本施設を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、当社が定める本規約および掲示ルールを遵守する責任を負います。
2. 会員が故意または過失により施設の備品・設備や他の会員に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償する義務を負います。
3. 当社が会員に対して負う賠償責任が認められる場合、その額は当該会員が支払った直近1ヶ月分の会費を上限とします。ただし、当社の重過失や故意による場合を除きます。
4. 天災や第三者の違法行為など、当社の責に帰すことのできない事由による損害について、当社は一切責任を負いません。

第17条（修繕および保守点検）

1. 当社および建物管理者は、施設や共用部分の修繕・点検を適宜行います。会員はこれに協力するものとし、修繕や点検に伴う一時的な利用制限に異議を申し立てないものとし、
2. 会員が修繕が必要と思われる箇所を発見した場合、速やかに当社へ報告します。
3. 修繕期間中の会費減額などは行いません。

第18条（設備およびオプションサービスの利用）

1. 当施設では基本的なオフィス設備（デスク、椅子、Wi-Fi等）を用意し、会員はこれを本来の目的に従い利用します。
2. オプションサービスがある場合、その利用方法や料金は別途定めます。
3. 設備利用に際して生じたトラブルは原則自己責任で対処し、当社は損害賠償などの責任を負いません。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、暴力団やその他反社会的勢力に該当しないこと、また今後も関与しないことを表明します。
2. 当社は、会員が反社会的勢力と関わりを有すると判断した場合、何らの通知なく会員契約を即時解除でき、その際に生じる損害について責任を負いません。

第20条（免責事項）

1. 会員が本施設を利用することにより被った損害について、当社は以下の場合に責任を負いません。
 - ・地震、火災、停電等の自然災害や不可抗力に起因する損害
 - ・第三者の窃盗や事故による損害
 - ・インターネット設備の故障等による損害
2. 会員同士のトラブルや対人関係に起因する損害について、当社は一切の責任を負いません。会員同士で誠意をもって解決してください。
3. Wi-Fi利用によるセキュリティ侵害やデータ漏洩等についても当社は責任を負いません。各自でセキュリティ対策を行ってください。

第21条（個人情報および情報管理）

1. 当社は、会員の個人情報を個人情報保護法その他の法令に従い適切に管理します。

2. 防犯のため、施設内には監視カメラが設置されている場合があります。録画データは防犯目的でのみ使用し、当社が定める期間を経過後、適切に処分します。
3. 会員は、施設内での会話やデータ取り扱いなどは自己責任で行い、情報漏洩等のトラブルがあっても当社は責任を負いません。

第22条（規約の変更）

1. 当社は、運営上の都合により本規約を変更でき、変更内容は公式ホームページ等への掲載をもって周知します。
2. 重要な変更（料金等）については、可能な限り30日前までに通知します。変更周知後に利用を継続された場合、変更に同意したものとみなします。

第23条（優先適用および合意管轄）

1. 本規約が、当社の他の案内・ルール等と矛盾する場合、本規約が優先して適用されるものとします。
2. 本規約に関連して生じる紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（規定外事項）

本規約に定めのない事項、もしくは解釈上疑義が生じた事項については、会員と当社で協議し、誠意をもって解決を図るものとします。

以上、会員は本規約を遵守し、公序良俗に反することなく、当社および他の会員と相互に協力し、本施設の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

2025年1月15日 制定

2026年4月30日 改定

2026年6月1日 施行